

**2017年度同志社大学大学院司法研究科**  
**前期日程入学試験問題解説**  
**刑事訴訟法**

**1 解説**

本問は、現行犯逮捕の適否と約束による自白の証拠能力という捜査と証拠法の基本問題を問うことにより、現行犯逮捕、自白法則についての基本的な知識及び理解並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

問(1)については、憲法33条及びこれを受けた刑事訴訟法213条が現行犯人について裁判官の令状を得ることなく逮捕することを許容している制度趣旨に言及した上で、刑事訴訟法212条1項に法解釈を施し、具体的事実を摘示して、これが現行犯人に当たかどうかを論述することとなろう。

設例の事実関係のもとでは、1項の現行犯人の要件である時間的(場所的)接着性が否定され、「現に罪を行い終つた者」に当たらないことは、明白であろう。

そこで、更に同条2項の準現行犯人に当たるかどうかを検討しなければならない。準現行犯人の要件について法解釈を行った上、設例の事実を摘示して、2項3号ないし4号に該当するかどうかを検討することとなろう。とりわけ、顔面に新しい傷があり、靴が泥まみれの状態であった事実をどのように評価するかが重要であろう。

問(2)については、刑事訴訟法319条1項の制度趣旨について述べたうえで、約束による自白の場合には虚偽排除説が最もよく説明できることから、虚偽排除説によって同項の法解釈を行い、設例の中の事実、とりわけ約束の内容が供述者の心理に与える影響について言及し、その心理的影響にかんがみるときは類型的に虚偽の自白を誘発するおそれがあり、そのような状況下で自白を行ったかどうかを論述することとなろう。

**2 評価**

- (1) 今回の入学試験問題のテーマは、いずれも典型論点であって、その難度は、刑事訴訟法を真摯に学んだ受験生にとっては、比較的易しい部類に属するものであったろう。
- (2) 答案の評価に当たっては、現行犯逮捕及び自白法則についての正確な理解が身についていれば、当てはめが聊か不十分であっても、最低限度の合格点を付与した。

**3 その他**

以下の事柄は、入試の解説で度々述べているところであるが、依然として同様の傾向がみられたので、敢えて再掲する。

- (1) 法律試験の答案では、法の解釈・判断枠組みと、当てはめ・結論をバランスよく論じることが肝要である。法の解釈や判断枠組みを示すことなく、問題文中の事実を並べ立てて、これらを総合すると適法(適法)であるといった答案は、法的三段論法を理解しないものとして、低い評価しか得られない。
- (2) 今次の入学試験においては、憲法と併せて行われたことからか、いわゆる途中答案は散見された。途中答案とならないように、問題検討の段階で、検討時間、筆記時間の割り振りを各問について行う訓練をしておくことは、司法試験の合格にとっても、もっとも重要な事柄の一つである。